

2019 年 9 月 11 日
2022 年 10 月 23 日改訂

日本語テスト学会著作賞の設立について

著作賞設立の意義

日本語テスト学会（The Japan Language Testing Association [JLTA]）の設立目的の一つは、「わが国の外国語教育における測定と評価に関連する実践と理論の改善及び発展」である。入試改革への関心が集まる現在、JLTA 会員のみならず、研究に従事する者、教育関係者、さらに一般の方にも言語の測定と評価への知見を普及することが望まれる。そこで、外国語教育における測定と評価、関連する分野（教育・統計・政策等）の研究や実践についてまとめられた書籍を出版した著者（グループを含む）を表彰する機会を設け、研究や実践の成果を広める努力を促すことで上述の目的の達成を目指すものとする。

日本語テスト学会著作賞規程

1. 目的

本賞は、日本語テスト学会（JLTA）会員による優れた著作を表彰することにより、会員の著作物の出版を奨励し、外国語教育における測定と評価（テスト理論・テストの開発・妥当性の検証など広く言語テストングに関わるもの）に関連する研究や実践を広く一般に普及することを目的とする。

名称を、日本語テスト学会著作賞（英語名：The Japan Language Testing Association Best Book Award [略記：The JLTA Best Book Award]）とする。

2. 表彰の対象

表彰の対象は、言語テストングに関連する書籍（市販されたあるいは図書館などでの公開が保証されているものとする。）とし、本会会員（推薦された時点、審査される時点、表彰される時点のすべての時点で会員であることを条件とする。賛助会員は含まない。）を 1 名以上含む個人またはグループが、著者（編者）であるものとする。また、言語テストングに隣接する分野（例. 教育学、第二言語習得、心理統計）の内容を中心とした書籍のうち、測定や評価に関連する内容を含んだもの、翻訳書、論文集、複数の論文で構成される書籍なども対象とする。研究を扱った書籍の場合、新規の理論を扱ったものだけでなく、既存の研究の再現を中心に扱った書籍も対象とする。改訂版や増補版の場合は、初版から直前の版までのいずれもが本賞を受けていない場合は、その対象とする。

選考の対象となる書籍は出版から 3 年以内のものを原則とするが、特別の理由がある場合、3 年より前に刊行された書籍も選考の対象とする。ただし、推薦者はその理由を詳細に著作賞選考委員会に報告する必要がある。

測定・評価に関する研究・実践の対象となる言語は問わないが、書籍は日本語・英語で執筆されたものに限る。

3. 授賞著作決定までの過程

(1) 他薦を基本とし、本会会員に推薦を呼びかける。

(2) 本会会員（会員歴 3 年以上であること。）が、推薦したい書籍を対象に、毎年 3 月 31 日までに著作賞選考委員会（英語名：The Best Book Award Selection Committee）に推薦する。著作賞選考委員（委員長除く）も推薦できる。推薦できる書籍は、推薦者自身が執筆や編集に関わっていないもので、1 人につき 1 件のみの推薦に限る。推薦は、著作賞選考委員会委員長（以下、著作賞選考委員長）に推薦書をメールで送る形で行う。推薦書には、学会ホームページ上に掲載されているテンプレートを使い、書籍名、著者（編者）名と 200 字程度

の推薦理由を記入する。また、2で規定された3年より前に刊行された書籍を推薦する場合、推薦の理由を400字程度で記入する。

- (3) 著作賞選考委員長は、推薦のあった書籍のリストを事務局に通達する。推薦書籍が多数の場合は、推薦文を参考に著作賞選考委員長が表彰対象を一次選定することもある。
- (4) 事務局は推薦された書籍を必要部数購入し、それらを著作賞選考委員に郵送する。
- (5) 著作賞選考委員は推薦された書籍を査読し、表彰に値する書籍であるかを判断し、所定の用紙に所見を記入する。著作賞選考委員長が結果を取りまとめ、表彰の対象となる書籍を決定する。
- (6) 著作賞選考委員会は、選考結果(受賞候補者)を理事会に報告する。事務局は受賞候補者(代表者)に受賞を受諾するか意思確認を行う。受賞候補者(代表者)が辞退した場合は、該当者なしとするのか、あるいは候補者を再選出するのかを著作賞選考委員会にて審議する。理事会は著作賞選考委員会からの結果報告を受けてこれを審議し、当該年度の著作賞受賞者を最終決定する。
- (7) 著作賞選考委員会は表彰状と記念品を用意し、会長が受賞者(代表者)に全国研究大会にて授与する。また、学会ホームページやNewsletter、各種広報誌等を通して結果が公表されるように関係委員会等に依頼する。

4. 選考の規準と基準

- (1) 言語能力の測定や評価、またはそれに隣接する分野を取り扱った書籍であること。
- (2) 言語テストの知見を研究者、教員、一般の読者に広めるものであり、アセスメント・リテラシーの普及に大きく貢献するものであること。
- (3) 運用上の詳細は、著作賞選考委員会にて決定する。

5. 著作賞選考委員会の構成と任期

- (1) 著作賞選考委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。
- (2) 著作賞選考委員長・副委員長・委員の各任期は1期2年とし、再任は妨げない。ただし、委員・副委員長・委員長時代を含めて最長10年とする。
- (3) 著作賞選考委員長・副委員長・委員は、就任する前年度の理事会ならびに総会によって承認を受けるものとする。

6. その他

- (1) 毎年、原則として1件に授賞する。
- (2) 受賞した個人及びグループは、その後3年間は再度推薦を受けることはできない。ただし、共著の場合に代表著者が異なり、分担執筆者の半数が入れ替わっている場合はこの限りではない。
- (3) 著作賞選考委員が査読に使用した図書は終了後、著作賞選考委員に進呈する。
- (4) 当該年度も含めて今までの日本言語テスト学会最優秀論文賞の受賞と本賞の受賞は競合しない。
- (5) 本規程の改廃は、著作賞選考委員会並びに理事会の承認を受けるものとする。

付則

2019年9月11日の役員会にて承認。2020年4月1日より施行。

2022年10月23日の理事会にて一部改訂。2023年4月1日より改訂施行。

以上